

## 令和5年4月定例会 教育長報告

### ◆ 4月の主な活動

- 5日 令和5年度市町教育委員会教育長会（静岡県庁）[教育長]
- 6日 交通安全グッズ 贈呈式（清水庁舎）[教育長]
- 14日 教育委員会定例会（清水庁舎）[教育長・委員]
- 20日 井上美千子教育委員 辞令交付式（静岡庁舎）[教育長・井上委員]
- 24日 教育委員会臨時会（清水庁舎）[教育長・委員]

### ◆ 5月の主な予定

- 16日 教育委員会定例会（清水庁舎）[教育長・委員]

議案第1号

**専決処分の報告及びその承認について（静岡市立小・中学校管理規則の一部改正について）**

静岡市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、静岡市立小・中学校管理規則の一部改正について専決処分したから、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年4月14日提出

静岡市教育委員会  
教育長 赤堀文宣  
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃においては、規則第2条の規定により教育委員会の事務とされているが、特に緊急を要するため教育委員会を招集する時間的余裕がないことから、規則第6条第1項の規定に基づき専決したため、同条第2項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものである。

審査議案	第 号	静岡市例規集 第3巻 6059頁
------	-----	------------------

### 例規概要説明書（教育局教職員課）

1 例規の名称	静岡市立小・中学校管理規則
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4に規定する共同学校事務室設置に伴い、所要の改正を行う必要がある。
4 施行期日	令和5年4月1日
5 制定改廃の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同学校事務室を置くことを規定。</li> <li>・共同学校事務室を設置する学校において、教育委員会が必要と認めるときは共同学校事務室長を置くことを規定。</li> </ul>
6 法的な検討事項	
7 関係する法令・条例等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方教育行政の組織及び運営に関する法律</li> <li>・静岡市立小・中学校処務規程</li> <li>・静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則</li> <li>・管理職員等の範囲を定める規則</li> <li>・静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則</li> </ul>
8 予算措置等 特記事項	

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長

静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

静岡市立小・中学校管理規則（平成19年静岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第61条」を「第61条・第61条の2」に改める。

第8章中第61条の次に次の1条を加える。

（共同学校事務室）

第61条の2 法第47条の4第1項の規定に基づき次の表の左欄に掲げる学校に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第7条の2第1号及び第2号に掲げる事務を共同処理するため、同表の右欄に掲げる学校に共同学校事務室を置く。

番町小学校、新通小学校、安西小学校、田町小学校、駒形小学校、井宮小学校、賤機南小学校、賤機中小学校、賤機北小学校、松野小学校、安倍口小学校、足久保小学校、大河内小学校、梅ヶ島小学校、玉川小学校、井川小学校、井宮北小学校、美和小学校、籠上中学校、末広中学校、賤機中学校、安倍川中学校、美和中学校、大河内中学校、梅ヶ島中学校、玉川中学校及び井川中学校	末広中学校
伝馬町小学校、葵小学校、横内小学校、北沼上小学校、安東小学校、千代田小学校、麻機小学校、西奈小学校、竜南小学校、千代田東小学校、西奈南小学校、城北小学校、城内中学校、安東中学校、東中学校、西奈中学校、観山中学校及び竜爪中学校	城内中学校
服織小学校、服織西小学校、中藁科小学校、水見色小学校、南藁科小学校、清沢小学校、大川小学校、長田西小	藁科中学校

学校、長田南小学校、長田東小学校、長田北小学校、川原小学校、服織中学校、藁科中学校、大川中学校、長田西中学校、長田南中学校及び城山中学校	
森下小学校、中田小学校、中島小学校、東豊田小学校、西豊田小学校、大里東小学校、大里西小学校、大谷小学校、久能小学校、富士見小学校、南部小学校、宮竹小学校、東源台小学校、大里中学校、豊田中学校、東豊田中学校、高松中学校、南中学校及び中島中学校	高松中学校
清水辻小学校、清水江尻小学校、清水入江小学校、清水浜田小学校、清水岡小学校、清水船越小学校、清水小学校、清水不二見小学校、清水駒越小学校、清水三保第一小学校、清水三保第二小学校、清水有度第一小学校、清水有度第二小学校、清水第一中学校、清水第二中学校、清水第三中学校、清水第四中学校、清水第五中学校、清水第七中学校及び清水第八中学校	清水第二中学校
清水飯田小学校、清水飯田東小学校、清水高部小学校、清水高部東小学校、清水袖師小学校、清水庵原小学校、清水興津小学校、清水小島小学校、清水小河内小学校、清水穴原小学校、清水両河内小学校、蒲原東小学校、蒲原西小学校、由比小学校、由比北小学校、清水第六中学校、清水飯田中学校、清水袖師中学校、清水庵原中学校、清水興津中学校、清水小島中学校、両河内中学校、蒲原中学校及び由比中学校	清水興津中学校

- 2 法第47条の4第4項の規定により、前項の表の左欄に掲げる学校の事務職員のうちから、同表の右欄に掲げる学校の共同学校事務室に共同学校事務室長及び所要の職員を置く。
- 3 前項の共同学校事務室長及び職員は、教育委員会が命ずる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市立小・中学校管理規則（平成19年静岡市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）				
<p>○静岡市立小・中学校管理規則</p> <p style="text-align: right;">平成19年2月23日 教育委員会規則第1号</p> <p>目次</p> <p>第8章 学校事務の共同実施(第61条_____)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>○静岡市立小・中学校管理規則</p> <p style="text-align: right;">平成19年2月23日 教育委員会規則第1号</p> <p>目次</p> <p>第8章 学校事務の共同実施(第61条・<b>第61条の2</b>)</p> <p><b>(共同学校事務室)</b></p> <p><b>第61条の2 法第47条の4第1項の規定に基づき次の表の左欄に掲げる学校に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第7条の2第1号及び第2号に掲げる事務を共同処理するため、同表の右欄に掲げる学校に共同学校事務室を置く。</b></p> <table border="1" data-bbox="1160 965 2004 1329"> <tr> <td data-bbox="1160 965 1769 1292">番町小学校、新通小学校、安西小学校、田町小学校、駒形小学校、井宮小学校、賤機南小学校、賤機中小学校、賤機北小学校、松野小学校、安倍口小学校、足久保小学校、大河内小学校、梅ヶ島小学校、玉川小学校、井川小学校、井宮北小学校、美和小学校、籠上中学校、末広中学校、賤機中学校、安倍川中学校、美和中学校、大河内中学校、梅ヶ島中学校、玉川中学校及び井川中学校</td> <td data-bbox="1769 965 2004 1292">末広中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1292 1769 1329">伝馬町小学校、葵小学校、横内小学校、北沼上</td> <td data-bbox="1769 1292 2004 1329">城内中学校</td> </tr> </table>	番町小学校、新通小学校、安西小学校、田町小学校、駒形小学校、井宮小学校、賤機南小学校、賤機中小学校、賤機北小学校、松野小学校、安倍口小学校、足久保小学校、大河内小学校、梅ヶ島小学校、玉川小学校、井川小学校、井宮北小学校、美和小学校、籠上中学校、末広中学校、賤機中学校、安倍川中学校、美和中学校、大河内中学校、梅ヶ島中学校、玉川中学校及び井川中学校	末広中学校	伝馬町小学校、葵小学校、横内小学校、北沼上	城内中学校
番町小学校、新通小学校、安西小学校、田町小学校、駒形小学校、井宮小学校、賤機南小学校、賤機中小学校、賤機北小学校、松野小学校、安倍口小学校、足久保小学校、大河内小学校、梅ヶ島小学校、玉川小学校、井川小学校、井宮北小学校、美和小学校、籠上中学校、末広中学校、賤機中学校、安倍川中学校、美和中学校、大河内中学校、梅ヶ島中学校、玉川中学校及び井川中学校	末広中学校				
伝馬町小学校、葵小学校、横内小学校、北沼上	城内中学校				

小学校、安東小学校、千代田小学校、麻機小学校、西奈小学校、竜南小学校、千代田東小学校、西奈南小学校、城北小学校、城内中学校、安東中学校、東中学校、西奈中学校、観山中学校及び竜爪中学校	
服織小学校、服織西小学校、中藁科小学校、水見色小学校、南藁科小学校、清沢小学校、大川小学校、長田西小学校、長田南小学校、長田東小学校、長田北小学校、川原小学校、服織中学校、藁科中学校、大川中学校、長田西中学校、長田南中学校及び城山中学校	藁科中学校
森下小学校、中田小学校、中島小学校、東豊田小学校、西豊田小学校、大里東小学校、大里西小学校、大谷小学校、久能小学校、富士見小学校、南部小学校、宮竹小学校、東源台小学校、大里中学校、豊田中学校、東豊田中学校、高松中学校、南中学校及び中島中学校	高松中学校
清水辻小学校、清水江尻小学校、清水入江小学校、清水浜田小学校、清水岡小学校、清水船越小学校、清水小学校、清水不二見小学校、清水駒越小学校、清水三保第一小学校、清水三保第二小学校、清水有度第一小学校、清水有度第二小学校、清水第一中学校、清水第二中学校、清水第三中学校、清水第四中学校、清水第五中学校、清水第七中学校及び清水第八中学校	清水第二中学校
清水飯田小学校、清水飯田東小学校、清水高部小学校、清水高部東小学校、清水袖師小学校、清水庵原小学校、清水興津小学校、清水小島小学校、清水小河内小学校、清水宍原小学校、清	清水興津中学校

	水両河内小学校、蒲原東小学校、蒲原西小学校、由比小学校、由比北小学校、清水第六中学校、清水飯田中学校、清水袖師中学校、清水庵原中学校、清水興津中学校、清水小島中学校、両河内中学校、蒲原中学校及び由比中学校	
(新設)	2	法第47条の4第4項の規定により、前項の表の左欄に掲げる学校の事務職員のうちから、同表の右欄に掲げる学校の共同学校事務室に共同学校事務室長及び所要の職員を置く。
(新設)	3	前項の共同学校事務室長及び職員は、教育委員会が命ずる。
(新設)		附 則
(新設)		この規則は、令和5年4月1日から施行する。
別表（第58条関係）	別表（第58条関係）	（略）
【別記2 参照】	【別記2 参照】	（略）



議案第2号

**専決処分の報告及びその承認について（静岡市立小・中学校処務規程の一部改正について）**

静岡市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、静岡市立小・中学校処務規程の一部改正について専決処分したから、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年4月14日提出

静岡市教育委員会  
教育長 赤堀文宣  
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃においては、規則第2条の規定により教育委員会の事務とされているが、特に緊急を要するため教育委員会を招集する時間的余裕がないことから、規則第6条第1項の規定に基づき専決したため、同条第2項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものである。

審査議案	第 号	静岡市例規集 第3巻 5855頁
------	-----	------------------

### 例規概要説明書（教育局教職員課）

1 例規の名称	静岡市立小・中学校処務規程
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4に規定する共同学校事務室設置に伴い、所要の改正を行う必要がある。
4 施行期日	令和5年4月1日
5 制定改廃の概要	・別表第1に「共同学校事務室に関すること」を加える。
6 法的な検討事項	
7 関係する法令・条例等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律</li> <li>・ 静岡市立小・中学校処務規程</li> <li>・ 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則</li> <li>・ 管理職員等の範囲を定める規則</li> <li>・ 静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則</li> </ul>
8 予算措置等特記事項	

静岡市教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局

各小学校

各中学校

静岡市立小・中学校処務規程（平成19年静岡市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

委員長 赤 堀 文 宣

別表第1の2（2）に次のように加える。

チ 共同学校事務室に関する事。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市立小・中学校処務規程（平成19年静岡市教育委員会訓令第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○静岡市立小・中学校処務規程</p> <p>平成19年3月19日 教育委員会訓令第1号</p> <p>別表第1（第13条関係） （平27教委訓令6・一部改正）</p> <p>【<u>別記1</u> 参照】</p>	<p>○静岡市立小・中学校処務規程</p> <p>平成19年3月19日 教育委員会訓令第1号</p> <p>別表第1（第13条関係） （平27教委訓令6・一部改正）</p> <p>【<b>別記1</b> 参照】</p>

【別記1】

現行 (略)

- 1 校務分掌の組織
  - (1) 指導部  
ア～セ (略)
  - (2) 事務部  
ア～キ (略)
  - (3) 校長の補助機関  
ア～セ (略)
- 2 所掌事務
  - (1) 指導部  
ア～チ (略)
  - (2) 事務部  
ア～タ (略)
  - チ なし

改正後（案）

- 1 校務分掌の組織
  - (1) 指導部  
ア～セ （略）
  - (2) 事務部  
ア～キ （略）
  - (3) 校長の補助機関  
ア～セ （略）
- 2 所掌事務
  - (1) 指導部  
ア～チ （略）
  - (2) 事務部  
ア～タ （略）

チ 共同学校事務室に関すること。

【別記2】 （略）

現行 （略）

改正後（案） （略）

議案第3号

**専決処分の報告及びその承認について（静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の一部改正について）**

静岡市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の一部改正について専決処分したから、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年4月14日提出

静岡市教育委員会  
教育長 赤堀文宣  
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃においては、規則第2条の規定により教育委員会の事務とされているが、特に緊急を要するため教育委員会を招集する時間的余裕がないことから、規則第6条第1項の規定に基づき専決したため、同条第2項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものである。

審査議案	第 号	静岡市例規集 第3巻 5978頁
------	-----	------------------

### 例規概要説明書（教育局教職員課）

1 例規の名称	静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	<p>地方公務員法の一部改正（令和3年法律第63号）に伴い、令和4年9月議会で静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正を行ったが、連動して所要の改正を行う必要がある。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4に規定する共同学校事務室設置に伴い、所要の改正を行う必要がある。</p>
4 施行期日	令和5年4月1日
5 制定改廃の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>再任用職員の定義を改める。</li> <li>管理職手当、管理職員特別勤務手当について、60歳超で給料月額が60歳時の7割水準の規定（教育職員給与条例附則第10号）が適用されている職員の手当額は、給料月額の7割措置が適用されない職員の手当額の70%とする規定を加える。</li> <li>暫定再任用職員についての経過措置の附則を加える。</li> <li>別表第2中に「共同学校事務室長」の管理職手当を加える。</li> </ul>
6 法的な検討事項	
7 関係する法令・条例等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方教育行政の組織及び運営に関する法律</li> <li>静岡市立小・中学校処務規程</li> <li>静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則</li> <li>管理職員等の範囲を定める規則</li> <li>静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則</li> </ul>
8 予算措置等特記事項	



静岡市教育委員会規則第 号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則（平成29年静岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは法第28条の5第1項又は法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項及び第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「再任用職員のうち育児短時間勤務職員等にあつてはその者の管理職手当の額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、再任用短時間勤務職員にあつてはその者の管理職手当の額」を「定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の額は、その者に適用させる給料表及び職務の級に応じ、別表第3に定める支給月額（支給月額が2以上掲げられているときは、その者の職務の困難性、責任の度合い等を考慮して、いずれか静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する額）」に改め、「それぞれ」を削り、「とし、」を「（」に改め、「切り捨てた額」の次に「）」を加え、同項を同条第3項とする。

第4条から第7条までの規定中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の3項を加える。

（条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額等）

5 条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「額」とあるのは、「額）に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未

満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額」とする。

6 条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める支給月額」とあるのは、「定める支給月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

7 条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第6条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「次のとおり」とあるのは、「当該各号に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別表第2中

		43,800円	を
			」
		43,800円	に
	共同学校事務室長	57,200円	
			」

改める。

別表第4中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第3条の規定の適用については、同条第1項中「別表第2」とあるのは、「別表第3」とする。

3 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、新規則第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則の規定を適用する。

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則（平成29年静岡市教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則 （給料の調整額の支給）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下これらを「育児短時間勤務職員等」という。）にあってはその者の給料の調整額に静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条の4第1項若しくは法第28条の5第1項又は法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）</u>で<u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）</u>にあってはその者の給料の調整額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤</p>	<p>○静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則 （給料の調整額の支給）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下これらを「育児短時間勤務職員等」という。）にあってはその者の給料の調整額に静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u>  <u>（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>にあってはその者の給料の調整額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤</p>

務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項又は静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）にあってはその者の給料の調整額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（平30教委規則4・一部改正）

（管理職手当の支給範囲及び額）

第3条 再任用職員 以外の職員の管理職手当の支給範囲及び額は、その者の職名に応じ、別表第2に定める支給月額とする。この場合において、同表に掲げる職名に対応する支給月額が2以上掲げられているときは、その者の職務の困難性、責任の度合い等を考慮し、そのうちのいずれかを教育委員会が指定する。

2 再任用職員 以外の職員のうち育児短時間勤務職員等にあってはその者の管理職手当の額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員にあってはその者の管理職手当の額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、

務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項又は静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）にあってはその者の給料の調整額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（平30教委規則4・一部改正）

（管理職手当の支給範囲及び額）

第3条 定年前再任用短時間勤務職員 以外の職員の管理職手当の支給範囲及び額は、その者の職名に応じ、別表第2に定める支給月額とする。この場合において、同表に掲げる職名に対応する支給月額が2以上掲げられているときは、その者の職務の困難性、責任の度合い等を考慮し、そのうちのいずれかを教育委員会が指定する。

2 定年前再任用短時間勤務職員 以外の職員のうち育児短時間勤務職員等にあってはその者の管理職手当の額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員にあってはその者の管理職手当の額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、

それぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 再任用職員の管理職手当の額は、その者に適用させる給料表及び職務の級に応じ、別表第3に定める支給月額とする。この場合において、同表に掲げる職務の級に対応する支給月額が2以上掲げられているときは、その者の職務の困難性、責任の度合い等を考慮し、そのうちのいずれかを教育委員会が指定する。

4 再任用職員のうち育児短時間勤務職員等にあつてはその者の管理職手当の額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、再任用短時間勤務職員にあつてはその者の管理職手当の額  
に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(管理職手当の支給月額等の特例)

第4条 教育委員会は、その者の職務の困難性、責任の度合い等を考慮し、特に必要があると認めるときは、前条第1項若しくは第3項の規定によりその者に適用される別表第2若しくは別表第3に定める支給月額又は前条第2項若しくは第4項により算出された育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員若しくは再任用短時間勤務職員

それぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 削除

3 定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の額は、その者に適用させる給料表及び職務の級に応じ、別表第3に定める支給月額（支給月額が2以上掲げられているときは、その者の職務の困難性、責任の度合い等を考慮して、いずれか静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する額）に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(管理職手当の支給月額等の特例)

第4条 教育委員会は、その者の職務の困難性、責任の度合い等を考慮し、特に必要があると認めるときは、前条第1項若しくは第3項の規定によりその者に適用される別表第2若しくは別表第3に定める支給月額又は前条第2項若しくは第4項により算出された育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員若しくは定年前再任用短時間勤務職員

の管理職手当の額にその額に100分の30を乗じて得た額を超えない範囲で教育委員会が定める額を加算することができる。

(加算する額)

第5条 条例第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において読み替えて準用する給与条例第24条ただし書に規定する教育委員会規則で定める額は、へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの正規の勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に19を乗じて得たもの（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、7時間45分に19を乗じて得たものにその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの）を減じたもので除した額とする。

(管理職員特別勤務手当の額)

第6条 (略)

2 管理職手当が支給される者のうち育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に係る前項の規定の適用にあつては、同項中「掲げる管理職手当の額を支給される者（以下「管理職手当受給者」という。）」とあるのは「おいてその職に応じて定める管理職手当の額」と、「の管理職手当受給者」とあるのは「の管理職手当」と読み替えるものとする。

3 (略)

第7条 (略)

の管理職手当の額にその額に100分の30を乗じて得た額を超えない範囲で教育委員会が定める額を加算することができる。

(加算する額)

第5条 条例第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において読み替えて準用する給与条例第24条ただし書に規定する教育委員会規則で定める額は、へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの正規の勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に19を乗じて得たもの（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、7時間45分に19を乗じて得たものにその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの）を減じたもので除した額とする。

(管理職員特別勤務手当の額)

第6条 (略)

2 管理職手当が支給される者のうち育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に係る前項の規定の適用にあつては、同項中「掲げる管理職手当の額を支給される者（以下「管理職手当受給者」という。）」とあるのは「おいてその職に応じて定める管理職手当の額」と、「の管理職手当受給者」とあるのは「の管理職手当」と読み替えるものとする。

3 (略)

第7条 (略)

2 管理職手当が支給される者のうち育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に係る前項の規定の適用にあつては、同項中「掲げる管理職手当受給者」とあるのは「おいてその職に応じて定める管理職手当の額」と、「の管理職手当受給者」とあるのは「の管理職手当」と読み替えるものとする。

3 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2 管理職手当が支給される者のうち育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に係る前項の規定の適用にあつては、同項中「掲げる管理職手当受給者」とあるのは「おいてその職に応じて定める管理職手当の額」と、「の管理職手当受給者」とあるのは「の管理職手当」と読み替えるものとする。

3 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額等)

5 条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「額」とあるのは、「額」に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とする。

6 条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める支給月額」と

<p>(新設)</p>	<p><u>あるのは、「定める支給月額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。</u></p> <p><u>7 条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第6条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「次のとおり」とあるのは、「当該各号に定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第3条の規定の適用については、同条第1項中「別表第2」とあるのは、「別表第3」とする。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p><u>3 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、新規則第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則の規定を適用する。</u></p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>



別表第2（第3条、第4条、第6条、第7条関係）

【別記2 参照】

別表第3（第3条、第4条、第6条、第7条関係）

【別記3 参照】

別表第4（第8条関係）

【別記4 参照】

備考

- 1 「大学卒」とは、静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第26号）別表第5による初任給決定の際の学歴免許を、「短大卒」とは、静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第25号）別表第6による初任給決定の際の学歴免許を示す。
- 2 この表に掲げる経験年数（職員が職員として在職した年数をいい、その年数に換算された期間を含む。以下同じ。）は、小学校中学校教育職給料表の適用を受ける者にあつては大学卒、小学校中学校医療職給料表の適用を受ける者にあつては短大卒の者の年数とし、大学卒若しくは短大卒以外の学歴免許により初任給を決定された者又は短大卒の学歴免許により初任給を決定された者のうち静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第25号）別表第3に定める学歴区分が短大3卒であるものの経験年数は、当該大学卒又は短大卒の者の年数を基準として、教育委員会が調整した年数とする。

別表第2（第3条、第4条、第6条、第7条関係）

【別記2 参照】

別表第3（第3条、第4条、第6条、第7条関係）

【別記3 参照】

別表第4（第8条関係）

【別記4 参照】

備考

- 1 「大学卒」とは、静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第26号）別表第5による初任給決定の際の学歴免許を、「短大卒」とは、静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第25号）別表第6による初任給決定の際の学歴免許を示す。
- 2 この表に掲げる経験年数（職員が職員として在職した年数をいい、その年数に換算された期間を含む。以下同じ。）は、小学校中学校教育職給料表の適用を受ける者にあつては大学卒、小学校中学校医療職給料表の適用を受ける者にあつては短大卒の者の年数とし、大学卒若しくは短大卒以外の学歴免許により初任給を決定された者又は短大卒の学歴免許により初任給を決定された者のうち静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第25号）別表第3に定める学歴区分が短大3卒であるものの経験年数は、当該大学卒又は短大卒の者の年数を基準として、教育委員会が調整した年数とする。

【別記2】

現行

所属	職名	支給月額	備考
小学校及び中学校	校長	75,000円	
		64,400円	
		54,200円	
	教頭	53,000円	
		43,800円	

改正後（案）

所属	職名	支給月額	備考
小学校及び中学校	校長	75,000円	
		64,400円	
		54,200円	
	教頭	53,000円	
		43,800円	
	共同学校事務室長	57,200円	

【別記4】

現行

区分	職員			加算割合
	小学校中学校教育職給料表	小学校中学校行政職給料表	小学校中学校医療職給料表	
職の職制上の段階等による職員の区分	4級の職務にある者のうち教育委員会が指定する者（ <u>再任用職員</u> を除く。）			100分の20
	4級の職務にある者（教育委員会が指定する者（ <u>再任用職員</u> を除く。）を除く。）			100分の15
	3級の職務にある者、特2級の職務にある者及び2級の職務にある者のうち大学卒経験年数24年以上の者（ <u>再任用職員</u> を除く。）	6級及び5級の職務にある者	6級の職務にある者	100分の10
	2級の職務にある者のうち大学卒経験年数8年以上24年未満の者（ <u>再任用職員</u> を除く。）及び再任用職員のうち2級の職務にある者	4級の職務にある者及び3級の職務にある者のうち満30歳に達する日以後の最初の4月1日以後のそれぞれの基準日において、勤続年数7年を経過したもの	5級の職務にある者及び4級の職務にある者のうち短大卒経験年数10年以上のもの	100分の5

改正後（案）

区分	職員			加算割合
	小学校中学校教育職給料表	小学校中学校行政職給料表	小学校中学校医療職給料表	
職の職制上の 段階等による 職員の区分	4級の職務にある者のうち教育委員会が指定する者（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> を除く。）			100分の20
	4級の職務にある者（教育委員会が指定する者（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> を除く。）を除く。）			100分の15
	3級の職務にある者、特2級の職務にある者及び2級の職務にある者のうち大学卒経験年数24年以上の者（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> を除く。）	6級及び5級の職務にある者	6級の職務にある者	100分の10
	2級の職務にある者のうち大学卒経験年数8年以上24年未満の者（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> を除く。）及び <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> のうち2級の職務にある者	4級の職務にある者及び3級の職務にある者のうち満30歳に達する日以後の最初の4月1日以後のそれぞれの基準日において、勤続年数7年を経過したもの	5級の職務にある者及び4級の職務にある者のうち短大卒経験年数10年以上のもの	100分の5

報告第1号

## 瑞龍寺関係資料一括（瑞龍寺所蔵）の静岡市指定有形文化財の指定について

瑞龍寺所蔵瑞龍寺関係資料一括に関する静岡市指定について、次のとおり報告する。

令和5年4月14日提出

静岡市教育委員会  
教育長 赤堀文宣  
(観光交流文化局文化財課)

### 記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 報告理由 静岡市指定有形文化財瑞龍寺関係資料一括に関し、静岡市文化財保護条例に基づき指定したので報告する。

# 別 添

## 瑞龍寺関係資料一括（瑞龍寺所蔵）の静岡市有形文化財の指定について

- (1) 名 称：瑞龍寺関係資料一括（ずいりゅうじかんけいしりょういつかつ）
- (2) 種 別：有形文化財（歴史資料）
- (3) 員 数：5 件
- (4) 所在地：静岡市葵区井宮町 4 8
- (5) 所有者：宗教法人 瑞龍寺
- (6) 指定日：令和 5 年 4 月 12 日
- (7) 指定基準：歴史資料の部 3 「静岡市の歴史上重要な事業又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの」
- (8) 概 要：

本資料群一括は、瑞龍寺が代々受け継いできた羽柴（豊臣）秀吉の妹旭姫＝瑞龍寺殿光室総旭大禅定尼（ずいりゅうじでんこうしつそうぎょくだいぜんじょうに）関連と思しき資料群である。

瑞龍寺が建立されたのは、永禄 3 年（1560）とも同 8 年（1565）とも伝わり、数度にわたる旭姫の参詣があった、あるいは秀吉が駿河に立ち寄った際に旭姫の墓を建てたなど、彼女のゆかりの寺院である。今回、指定となった資料群は旭姫所用の可能性があり、資料自体も室町末期から織豊期の優品と考えられるため、令和 5 年 3 月 24 日に実施した静岡市文化財保護審議会にて、本市の文化財として指定するのにふさわしいとの承認を得た。今回、指定された瑞龍寺の資料は下記のとおりである。

### ①桐紋蒔絵膳（きりもんまきえぜん）

方形・脚付の膳であり、形状および蒔絵の技法から桃山時代の典型的な高台寺蒔絵（16 世紀末）である。箱書には、秀吉が小田原攻めの折に使用したとある。

### ②桐沢瀉紋立湧模様打敷（旭姫所用小袖）（きりおもだかもんたてわくもよううちしき）

室町末期に見られる織り方の小袖であり、保管されている木箱には「開基旭姫所著遺衣一領」記されている。模様が非常に見えにくい状態。

### ③釈迦三尊并十六羅漢絵像（三幅一対）（しゃかさんぞうならびじゅうろくらかんえぞう）

「瑞龍寺由緒書」に、家康より旭姫のために奉納されたとの記載がある。箱書にある「明兆筆」とは言えないが、室町時代末から安土桃山時代の仏絵師による制作と考えられる。

### ④豊臣秀吉朱印状（とよとみひでよししゅいんじょう）天正 18（1590）年 8 月 22 日付

旭姫の廟所として、秀吉が竹木の伐採等を禁止したもの。文禄 3 年（1594）までの豊臣秀吉文書集のうち旭姫とされる「光室総旭」と記される文書は本品のみである。

### ⑤覚（瑞龍寺由緒書）（おぼえ〈ずいりゅうじゆいしよがき〉）寛永 11 年（1634）6 月

瑞龍寺の由緒とともに、十六羅漢絵像や小袖に関する記述がある。

瑞龍寺関係資料一括（資料写真一覧）

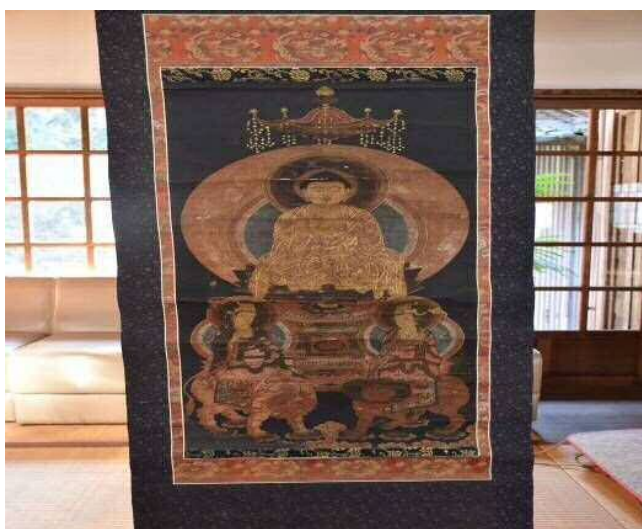
【桐紋蒔絵膳】



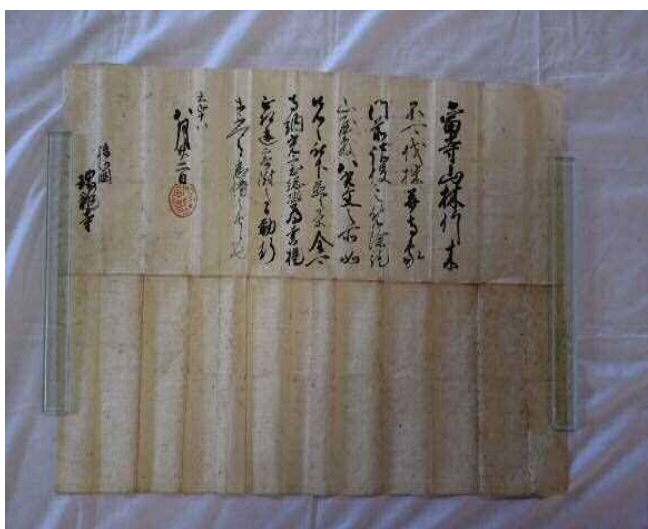
【桐沢瀉紋立湧模様打敷（旭姫所用小袖）】



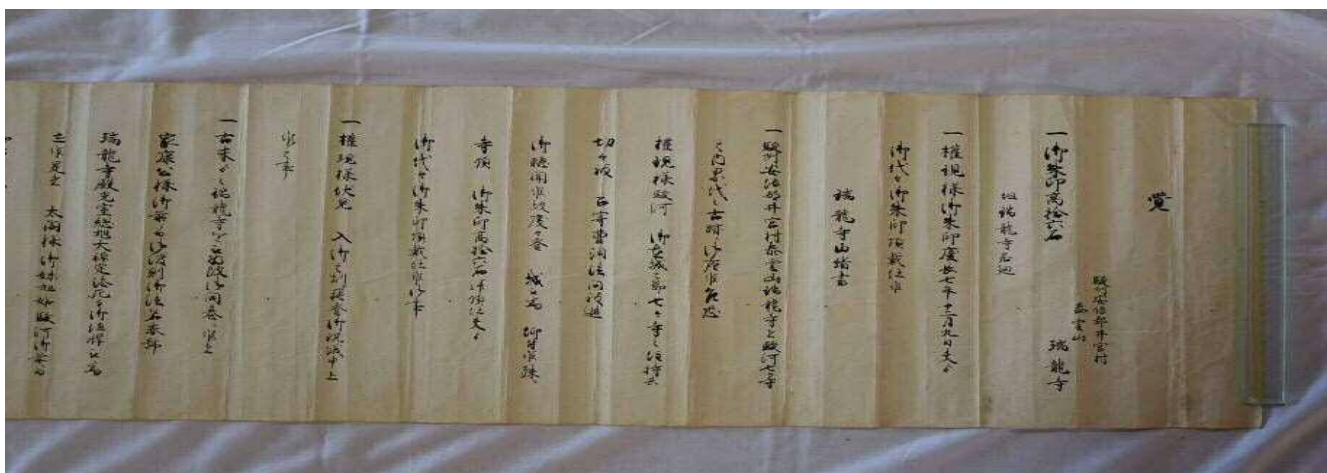
【釈迦三尊并十六羅漢絵像（三幅一对）（中央）】



【豊臣秀吉朱印状・天正18年8月22日付】



【覚（瑞龍寺由緒書・寛永11年6月）】



報告第2号

## 委員の解任及び任命について（静岡市図書館協議会委員）

静岡市図書館協議会委員の解任及び任命について専決したので、次のとおり報告する。

令和5年4月14日提出

静岡市教育委員会  
教育長 赤堀文宣  
(教育委員会事務局教育局中央図書館)

### 記

- 1 報告理由 推薦団体からの委員変更通知により、静岡市図書館協議会委員について、次のとおり解任及び任命した。
- 2 根拠法令 (1) 図書館法第14条、第15条及び第16条  
(2) 静岡市図書館条例第12条

### 3 解任する者

選出区分	氏名	職業・役職	在職年数	任命回数
学校教育関係者	澤本 由美 <small>さわもと ゆみ</small>	前 静岡市立大河内小 中学校長	1	1

- 4 解任日 令和5年3月31日

### 5 任命する者

選出区分	氏名	職業・役職	在職年数	任命回数
学校教育関係者	清 俊之 <small>せい としゆき</small>	静岡市立清水第六中学 校長	0	新

- 6 任命日 令和5年4月1日
- 7 任命期間 令和5年4月1日から令和5年8月31日



(参考)

### 静岡市図書館協議会委員（新）

選出区分	氏名	職業・役職	在職年数※	委嘱回数
学校教育関係者	<u>清</u> 俊之	清水第六中学校 校長	0	新
社会教育関係者	清 尚子	学校図書館を考える会静岡 会員	3	2
社会教育関係者	坪井 元芽	子どもの本を読む会 会員	3	2
社会教育関係者	佐野 明生	清水郷土史研究会 会長	1	1
社会教育関係者	望月 育子	音訳ボランティアひびきの会 会長	1	1
家庭教育関係者	中原 美華	静岡市私立保育園長会 理事	1	1
学識経験者	○豊田 高広	元田原市立図書館長	3	2
学識経験者	◎那珂 元	常葉大学 生涯学習学科 准教授	3	2
市民委員	上杉 智世	市民委員	1	1
市民委員	上野 英房	市民委員	1	1

◎…会長

(令和 5年 4月 1日現在 10名)

○…副会長

任期：令和3年9月1日～令和5年8月31日

(清 俊之委員は、令和5年4月1日～令和5年8月31日)

(参考)

### 静岡市図書館協議会委員 (旧)

選出区分	氏名	職業・役職	在職年数※	委嘱回数
学校教育関係者	<small>さわもと ゆみ</small> 澤本 由美	大河内小中学校 校長	1	1
社会教育関係者	<small>せい なおこ</small> 清 尚子	学校図書館を考える会静岡 会員	3	2
社会教育関係者	<small>つばい もとめ</small> 坪井 元芽	子どもの本を読む会 会員	3	2
社会教育関係者	<small>きの あきお</small> 佐野 明生	清水郷土史研究会 会長	1	1
社会教育関係者	<small>もちつき いくこ</small> 望月 育子	音訳ボランティアひびきの会 会長	1	1
家庭教育関係者	<small>なかほら みか</small> 中原 美華	静岡市私立保育園長会 理事	1	1
学識経験者	<small>とよだ たかひろ</small> ○豊田 高広	元田原市立図書館長	3	2
学識経験者	<small>なか はじめ</small> ◎那珂 元	常葉大学 生涯学習学科 准教授	3	2
市民委員	<small>うえすぎ ちせ</small> 上杉 智世	市民委員	1	1
市民委員	<small>うえの ひでふさ</small> 上野 英房	市民委員	1	1

◎…会長

(令和 5年 3月31日現在 10名)

○…副会長

任期：令和3年9月1日～令和5年8月31日